

# 大震災理由に雇い止め、自宅待機...

## 「非正規切り」道内でも

3月11日の東日本大震災発生から1カ月余り、非正規雇用労働者らの雇い止めや自宅待機、労働条件切り下げが首都圏を中心に各地で広がり、道内の労働組合にも相談が寄せられ始めた。日本経済全体が打撃を受ける中、やむにやまれぬ事業縮小がある一方、「便乗では」との指摘を受ける事例も見られる。関係者は「大災害時だからと諦めず、権利の主張を」と話している。(天沼勲)

### 便乗解雇も懸念

### 「諦めず権利主張を」

「辞めると暗に会社に言われていると気づき、不安になった」

「同労組によると女性は昨年3月の採用時、役員から「雇い止めはない」と言われたが、震災が起きたと会社側から「2人辞めなければならぬ」と重ねて退職勧奨を受け、「誰一人、辞めたいという人はいない」とも言われて追い込まれた。思った。ところが雇用保

「辞めると暗に会社に言われていると気づき、不安になった」

札幌のコールセンターの契約社員だった20代女性に打ち明ける。震災翌日に自宅待機を命じられた後、「自主退職」させられ、札幌地域労組に加盟した。

同労組によると女性は自己都合による退職届の記入例も示され、書かざるを得なかった。

女性は週5日、1日8時間勤務、収入は手取り15万円弱。会社は毎月の賃金から雇用保険料を徴収しており、せめて失業給付が受けられれば、と思った。ところが雇用保

### 東日本大震災に関連した労働相談の具体例

「売り上げが落ちたので震災の日にさかのぼって時給を200円下げる」と言われた。最低賃金を下回る(群馬・コンビニアルバイト男性)

店が営業を停止し自宅待機命令。個人の有給休暇をあてがうよう強制されている(千葉・衣類販売員)

計画停電を理由に停電があってもなくても午前中で帰されたり休みにされたり。同僚は毎日フルタイムで働いており差別だ。勤続20年、雇用保険も有給休暇もない(埼玉・ホテル関連パート女性)

震災前日までの賃金なのに1割カット。「これから客が減るから」と言われた(東京・美容師)

3月31日まで休めと言われ、4月1日に出勤したら誰もいなかった。東京本社に連絡したら「3月いっぱい閉鎖した」。せめて3月いっぱいの休業補償を(宮城・電話アポイントパート)

アルバイトを解雇し社員だけで休みもなく仕事。そのうえ賃金は2割カット。もともと残業代や深夜手当ももらっていないのに(東京・飲食店社員)

「放射線被ばくを避けるため、出勤を週3日から1日にしろ」と言われ、断ったら解雇(東京・歯科医院パート)

派遣先のガソリンスタンドは震災被害はないが自宅待機。派遣元からの補償はない(千葉・派遣社員)

「ワークシェアリングだ」と4勤2休を2勤2休にされ、賃金が5万円も減った(広島・製造業正社員)

(NPO法人労働相談センターに寄せられた相談から)

除への加入手続きは取られていなかった。

女性が指摘した後、会社は加入手続きを取ったが、離職票の記述は会社都合ではなく、女性自身が希望して辞めた自己都合退職のまま。そのため失業給付が3カ月間受けられないのではないかと不安だ。1人暮らしのパートの家賃は約5万円。貯金も少ない。今は同労組を通じて解雇予告手当支払いなどを会社に求める一方、新たな働き口を探す毎日だ。

道央のリゾートホテル契約社員などから「震災後に雇い止めを告げられた」といった相談が数件続いた。同様の相談は道労連にも寄せられ始め、1カ月で10件を超える。業種は営業エリアに被災地が含まれるコールセンターが目立ち、アジアからの客のキャンセルが相次ぐ観光バス、食品建設会社なども、道労連は「年度末と重なり、新年度の契約を更新せずに雇い止めという例も多い」とし、観光業界などでの被害の拡大を気に掛ける。

東京のNPO法人労働相談センターは先月27日と今月10日、「大震災がらみ集中労働相談」を実施。日々の相談と合わせ総件数は発生から1カ月で首都圏を中心に120件を突破し、2008年秋のリーマン・ショック後を上回る勢いだ。

「工場が被災した」などの一方、「電話営業のパートをしていたが『地震で事務所を開けられないので辞めてくれ』と言われた。ところが会社に

行ってみると、同僚は普通に仕事をしていた」などという「便乗解雇」も、「先行きが不透明な中、経営者はリスク回避へ働く者を切っておきたいのだろうが、震災だから、と言えは何でも許される」と思っている」と道内の労働関係者は懸念。同センターも「未払い残業や長時間労働、派遣切りなどリーマン以降続いてきた雇用環境の劣悪化が、震災で一層強まっている」と分析する。

相談者からは「被災者のことを思うと、休業補償や有給休暇の要求なんて」と権利の主張をたぬらう声も聞かれる。だが同センターは「雇用環境を改めて行くためにも、おかしいと思うことには一人一人が声を上げて」と、労組や弁護士らへの相談を呼び掛ける。

◇ 記事中の労組などの連絡先は▽札幌地域労組 ☎011-7556-7790  
▽道労連 ☎0120-378-0660  
▽NPO法人労働相談センター ☎03-36604-1294